

平成 1 8 年度
法務省事後評価実施結果報告書
(要 旨)

平成 1 9 年 8 月

法 務 省

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成18年度事後評価実施結果報告書	
	社会経済情勢に即応した基本法制の整備	4
	裁判員制度の啓発推進	5
	法務に関する調査研究	
	ハイテク犯罪に関する基礎的研究	6
	性犯罪者に関する多角的研究	7
	検察権行使を支える事務の適正な運営	
	捜査における通訳の適正の確保	8
	被害者等通知制度の適切な運用	9
	検察広報の積極的推進	10
	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	
	矯正施設における収容の確保	11
	刑事施設における矯正処遇の実施	12
	刑事施設における刑務作業の実施	13
	行刑行政の透明性の確保	14
	矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進	
	矯正業務の民間委託	15
	保護観察対象者等の改善更生	16
	犯罪予防活動の助長	17
	破壊的団体等の調査等を通じた公共の安全の確保に寄与するための業務の実施	18
	登記事務の適正円滑な処理	
	登記情報システムの再構築	19
	地図管理業務・システムの最適化	20
	債権管理回収業の審査監督	21
	人権の擁護	
	人権啓発活動の推進	22
	人権侵害事件の適正な調査・対応	23
	人権相談の充実	24
	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	
	国の利害に関係のある民事・行政事件訴訟の適正・迅速な追行	25
	好ましくない外国人の排除	26
	出入国管理システムの最適化	28
	外国人の円滑な受入れ	
	出入国審査	27
	出入国管理システムの最適化（再掲）	28
	法務行政における国際協力の推進	
	国際連合に協力して行う研修・研究及び調査の推進	29
	法制の維持及び整備に関する国際協力の推進	30
	外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力	31
	法務行政に対する理解の促進	
	法務行政に関する広報活動	32
	職員の多様性及び能力の確保	
	女性職員の採用・登用拡大の推進	33

政策体系

基本政策

政策

施策

基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事後監視型社会への転換，社会経済構造の変革に即応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に即応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制を整備することにより，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，社会経済情勢に対応した犯罪事象に的確に対応するよう刑事基本法制を整備することにより，事後監視・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の推進（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後監視・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，その基礎となる司法の基本的制度を抜本的に見直し，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 裁判員制度の啓発推進（国民に対し，裁判員として刑事裁判に参加することの意義及び裁判員の選任手続，事件の審理・評議における裁判員の職務等の制度の具体的内容を周知し，裁判員制度についての疑問に答えることで不安等を解消すると同時に制度への理解を得て，裁判員裁判への主体的参加を促す。）

(3) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため，裁判外の紛争解決手段について，その拡充・活性化を図る。）

(5) 法教育の推進（法や司法を身近なものとし，自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに，裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため，法教育の推進を図る。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済事象を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

(1) 法務に関する調査研究（内外の社会経済事象を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

4 検察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により，社会の平和を保持し，個人及び公

共の福祉を図る。)

- (1) 適正迅速な検察権の行使(刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い,裁判所に法の正当な適用を請求し,裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行行使する。)
- (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営(検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え,検察機能のより一層の強化を図る。)

5 矯正処遇の適正な実施(被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより,その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。)

- (1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備(研修,訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図るとともに,各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。)
- (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施(被収容者の生活条件を含めた収容環境を維持することにより,国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに,被収容者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより,その改善更生及び円滑な社会復帰を図る。)
- (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進(過剰収容に伴い増加する業務量に適切に対応し,かつ,矯正処遇の充実を図るために民間委託等を推進することとし,増員幅を抑制しつつ必要な要員を確保する。)

6 更生保護活動の適切な実施(犯罪や非行等をした者の社会内における改善更生を図るとともに,犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

- (1) 保護観察対象者等の改善更生(更生保護活動を通じて,保護観察対象者等の改善更生を図る。)
- (2) 犯罪予防活動の助長(犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)
- (3) 医療観察対象者の社会復帰(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して,その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り,円滑に社会復帰をすることができるようにする。)

7 破壊的団体等の調査等を通じた公共の安全の確保に寄与するための業務の実施(破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査,処分の請求及び規制措置を行うことを通じて,公共の安全の確保を図る。)

- (1) 破壊的団体等の調査等を通じた公共の安全の確保に寄与するための業務の実施(破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査,処分の請求及び規制措置を行うことを通じて,公共の安全の確保を図る。)

8 団体の規制処分の適正な審査・決定(公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。)

- (1) 団体の規制処分の適正な審査・決定(破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し,適正な審査及び決定を行う。)

国民の権利擁護

9 国民の財産や身分関係の保護(経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに,円滑な運営を行う。)

- (1) 登記事務の適正円滑な処理(登記に関する法制度を整備し,これを適正・円滑に運営することにより取引の安全と円滑に寄与する。)

(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理(国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し,これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。)

(3) 債権管理回収業の審査監督(債権回収会社について必要な規制を行うことにより,債権管理回収行為等の適正を図る。)

10 人権の擁護(国民の人権の擁護を積極的に行う。)

(1) 人権の擁護(人権の擁護に関する施策を総合的に推進し,もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。)

国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理(国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して,統一に対処し適正な調和を図る。)

(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理(国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより,国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。)

出入国の公正な管理

12 出入国の公正な管理(我が国社会にとって好ましくない外国人の排除を図るとともに,出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。)

(1) 好ましくない外国人の排除(平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させ,我が国社会の安全と秩序の維持を目指す。)

(2) 外国人の円滑な受入れ(我が国の国際協調と国際交流を増進し,我が国社会の健全な発展を目指す。)

法務行政における国際化対応・国際協力

13 法務行政における国際化対応・国際協力(外国関係機関との連携等を通じて,法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。)

(1) 法務行政の国際化への対応(国際化する法務行政の円滑な運営を図る。)

(2) 法務行政における国際協力の推進(法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより,国際協力に貢献する。)

法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営(説明責任の履行,透明性の確保,人的物的体制の整備確立等を通じて,法務行政を円滑かつ効率的に運営する。)

(1) 法務行政に対する理解の促進(法務行政を国民に開かれた存在にし,その理解の促進を図る。)

(2) 施設の整備(司法制度改革等の新たな行政需要や,治安の悪化による事件数の急増などを起因とする狭あい化や,長期間の使用による老朽化した施設の整備を行う。)

(3) 法務行政の情報化(国民の利便性,行政サービスの向上を図るため,法務行政手続の情報化を推進するとともに,法務省で運用する情報システムについて,政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り,業務及び情報システムの効率化を推進する。)

(4) 職員の多様性及び能力の確保(社会経済情勢の変動に適切に対応するため 職員の多様性を確保し,能力の開発・向上を図る。)

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成22年度（平成18年度は中間報告）

担当部局名：大臣官房秘書課，民事局，刑事局

施 策 名	社会経済情勢に即応した基本法制の整備		政策体系上の位置付け
			- 1 - (1)
施 策 の 概 要	社会経済情勢に即応した民事・刑事基本法制を整備し，透明なルールと自己責任の原則に貫かれた事後監視・救済型社会の実現に不可欠の基盤形成を図るとともに，国民に分かりやすい司法を実現するために，法令を理解しやすいものとする。		
施 策 に 関 す る 評 価 結 果 の 概 要 と 達 成 す べ き 目 標 等	<p>本評価については基本法制の整備を終えた後である平成22年度に実施することとしていることから，本年度は，平成18年度における立法作業の取組状況を中心に，中間報告を行うものである。</p> <p>(1) 平成18年度末日時点において成立・公布した法律</p> <p>【民事関係】</p> <p>金融商品としての信託のみならず，多様な目的の下で信託を利用するニーズが高まっていたことから，信託法全体を見直し，受託者の義務の内容等を合理化するとともに，受益者の権利行使の実効性を高めるための規律を整備し，加えて，新たな種類の信託を創設することなどを内容とする信託法制の全面的な見直しを行うことを目的とした「信託法」及び「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」</p> <p>国際的な取引等の増加及び多様化をはじめとする社会経済情勢の変化並びに近時における諸外国の国際私法に関する法整備の動向にかんがみ，法律行為，不法行為，債権譲渡等に関する準拠法の指定等をより適切なものに改めるとともに，国民に理解しやすい法律とするためその表記を現代用語化することを目的とした「法の適用に関する通則法」</p> <p>【刑事関係】</p> <p>平成18年度に成立・公布された法案はなし。</p> <p>(2) 既に国会に提出した法案のうち，平成18年度末日時点において成立・公布に至っていないもの</p> <p>【民事関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子記録債権法案 <p>【刑事関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案 		
関係する施政方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	平成18年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(閣議決定)	平成18年1月20日	グローバル化等の企業経営をとりまく環境の変化に対応するため，企業結合法制の整備，信託法制・保険法制の見直し，電子債権に係る新たな枠組みの構築及び企業活動における遵法性を担保するための措置等の民事・刑事基本法制の整備に取り組む。

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成20年度（平成18年度は中間報告）

担当部局名：刑事局

施策名	裁判員制度の啓発推進	政策体系上の位置付け	
		I-2-(2)	
施策の概要	<p>裁判員制度は、国民に全く新たな義務を課すものであることから、国民に対し、裁判員制度の意義及び内容を正確に伝え、制度施行前に、制度に対する抵抗感を確実に払拭し、制度への参加意識の醸成を図っていく必要がある。</p>		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>平成18年12月に内閣府が実施した「裁判員制度に関する特別世論調査」の結果によれば、制度を「知っている」とする者は約80パーセントであり、また、「裁判員として参加する」とする者も約65パーセントに達するなど、制度に対する認知率、参加応諾率ともに一定の成果が表れていると評価できるところである。</p> <p>その一方で、「制度に参加したいかどうか」という参加意欲の観点から分析を行えば、「参加する」とする約65パーセントの者のうち、約45パーセントの者は「義務であるから参加せざるを得ない」という回答を行っていることからしても、参加意識の醸成は必ずしも十分でない評価することも可能であり、国民が裁判員になることへの様々な不安や懸念を抱いていることがその主な原因であることにかんがみれば、今後、目標期間である平成20年度末までの間において、裁判員になることへの不安等の解消に重点を置いた広報・啓発活動を推進し、国民に、進んで制度に参加するという意識を前向きに持ってもらうよう、取り組んでいく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <p>本施策は、制度施行の直前である平成20年度末までを目途とするものであり、また、平成18年度からは、平成20年度までの3年間を目標期間とする成果重視事業とされたことから、その評価は、上記期間経過後に行うこととなる。</p> <p>本施策では、国民に対する制度の認知率を100パーセントにするとともに、裁判員として参加することについて積極的な意識を持つ者の割合を全体の7割以上とすることを目標としているところ、平成18年12月に内閣府が実施した「裁判員制度に関する特別世論調査」の結果によれば、制度を「知っている」とする者は約80パーセントであり、また、「裁判員として参加する」とする者は約65パーセントであった。</p>		
関係する施政方針演説等 内閣の重要政策 （主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第162回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成17年1月21日	（国民の「安心」の確保） 裁判員制度等の着実な実施
	内閣総理大臣閣議発言	平成19年5月22日	内閣を挙げての広報活動への取組

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：法務総合研究所

施 策 名	法務に関する調査研究 (ハイテク犯罪に関する基礎的研究)	政策体系上の位置付け
		I-3-(1)
施 策 の 概 要	ハイテク犯罪に関する適切な対応策の提言を行うことを目的とし、この種犯罪の対策が進んでいる諸外国において、最新の情報及び資料の収集並びにハイテク犯罪の実態について実地調査等を行う。	
施策に関する 評価結果の 概要と達成 すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>本研究は、近時特に問題となっている個人情報関連犯罪について、被害防止対策を実施しているアメリカ合衆国及びカナダにおいて実地調査を行うとともに、我が国における個人情報関連犯罪の実態、対策の状況等を併せて調査・比較し、今後の我が国における同種犯罪への新たな施策を検討する上で有益な資料が得られており、これらの資料については、当所研究部報告にとりまとめた上、関係各機関においてその活用を図っていることから、期待される効果が得られたという点において、有効性が認められるところである。</p> <p>また、ハイテク犯罪をめぐっては、近時、特に個人情報を悪用した各種事件が多発している犯罪情勢を踏まえると、このような基礎的研究を現時点において実施し、その成果を実務関係者において共有することは、必要性の観点から高く評価できるほか、本研究は、ハイテク犯罪の捜査実務経験のある研究官を中心として実施されており、捜査実務上の視点からの考察も行うなど、効率性の観点からも高く評価できるところである。</p> <p>このように、本研究については、必要性、効率性、有効性のいずれの観点においても相応に評価できるところ、ハイテク犯罪については、今後も、技術の発展等に伴い新たな形態の犯罪が出現するといった状況が予想されることから、ハイテク犯罪の動向を注視し、必要に応じてその対策についての調査研究を行う必要があると思われる。</p>	
関係する施政 方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日
		記載事項 (抜粋)

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年6月

担当部局名：法務総合研究所

施 策 名	法務に関する調査研究 (性犯罪者に関する多角的研究)		政策体系上の位置付け
			I-3-(1)
施 策 の 概 要	我が国における性犯罪者に対する処遇施策等を検討するための基礎的な資料を提供することを目的とし、諸外国における性犯罪者を対象とする処遇プログラムの有無、内容、効果等について、海外の文献・資料収集、諸外国の実情調査等を行う。		
施策に関する 評価結果の 概要と達成 すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>本研究は、諸外国における性犯罪の動向及びその対策について、文献及び実地調査により実情を明らかにしたものであり、その成果の一部は平成18年版犯罪白書に掲載されるなど、今後の我が国における性犯罪対策を検討する上での有益な基礎資料が得られており、これらの資料については、今後研究部報告に取りまとめ関係各機関（法務省各局部課、検察庁等の法務省関係各機関、警察庁、最高裁判所等）に配布する予定であり、幅広く活用されることが見込まれることから、期待された効果が得られたという点において、有効性が認められるところである。</p> <p>また、近時の性犯罪をめぐる社会の関心の高まりを踏まえると、性犯罪に関するこのような研究を現時点において実施し、その成果を、今後の再犯防止施策等に役立てていくことは、必要性の観点から高く評価できるほか、本研究は、検察・矯正・保護の各実務経験を有する研究官らによって実施されており、実務上の視点からの実情調査をも行うなど、効率性の観点からも高く評価できるところである。</p> <p>このように、本研究については、必要性、効率性、有効性のいずれの観点においても相応に評価できるところ、性犯罪については、その再犯防止対策として、平成18年度から、性犯罪者に対し矯正・保護を通じて性犯罪者処遇プログラムが実施されていることから、その効果検証の結果等を踏まえ、今後、必要に応じて諸外国における性犯罪者対策について、引き続きその効果を調査・検証する必要があると思われる。</p>		
関係する施政 方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：刑事局

施 策 名	検察権行使を支える事務の適正な運営 (捜査における通訳の適正の確保)		政策体系上の位置付け									
			Ⅱ-4-(2)									
施 策 の 概 要	増加する外国人犯罪に対応すべく、有能な通訳人の確保を目的として、平成18年6月中の2日間、全国の通訳人52名による中央研修を開催し、捜査通訳として必要な知識・心構えを修得させ、その育成を図った。											
施策に関する 評価結果の 概要と達成 すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (評価の結論)</p> <p>外国人犯罪の増加に伴い、検察権の適正な行使の観点から、捜査手続における正確・公正な通訳が求められており、本施策の必要性が認められる。</p> <p>設定した目標値を達成したほか、事後アンケートの結果によっても、通訳人の資質向上に資するものであったことが確認できており、本政策の有効性が認められる。</p> <p>中央で研修を行うことで、全国統一的な育成を図るとともに、講師に関する資源投入を最小限に抑えられており、本政策は効率性が高い。</p> <p>(政策への反映の方向性)</p> <p>要通訳外国人による犯罪も相当数に上ることから、今後も本施策を継続するとともに、事後アンケートの結果を参考にして、新たな施策の検討も含め、質的向上のための施策を進めていく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <p>達成目標： 通訳人に対し、捜査における通訳の遂行に必要な知識及び公正・中立な通訳を行うための心構えを修得できるよう研修・情報の提供等を充実させることを目標とする。</p> <p>測定指標等：</p> <table border="1" data-bbox="475 1384 1104 1527"> <thead> <tr> <th>測定指標</th> <th>目標値</th> <th>測定結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施状況(研修日数)</td> <td>2日間</td> <td>2日間</td> </tr> <tr> <td>実施状況(研修員数)</td> <td>50人</td> <td>52人</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他： 全参加者を対象として、事後アンケートを実施した。その結果、捜査通訳に必要な知識及び心構えが修得され、通訳人としての資質向上に資するものであったことが確認できた。</p>			測定指標	目標値	測定結果	実施状況(研修日数)	2日間	2日間	実施状況(研修員数)	50人	52人
測定指標	目標値	測定結果										
実施状況(研修日数)	2日間	2日間										
実施状況(研修員数)	50人	52人										
関係する施政 方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)									
	犯罪に強い社会の実現 のための行動計画	平成15年12月	第3-3-(2) 通訳体制の確立									

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：刑事局

施策名	検察権行使を支える事務の適切な運営 (被害者等通知制度の適切な運用)		政策体系上の位置付け II-4-(2)
施策の概要	刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得るため、被害者等に対し、被害者等通知制度を広く知らせて、通知を希望する人に対し、可能な範囲で、刑事事件の処分結果等の情報を提供する。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>検察官等においては、本制度の実施要領に基づき、被害者その他刑事事件関係者に対し、取調べ等を実施したときなどに通知希望の有無を確認し、通知希望者に対しては、通知することが相当でないと認めた場合等を除き、刑事事件の処分結果等の情報を通知しており、刑事司法手続に対する国民の理解を得るという基本目標はおおむね達成できたことと認められることから、本施策について、有効性が認められ、引き続き実施する必要がある。</p> <p>本年も、昨年に引き続きパンフレット及び法務省ホームページ上で被害者を始めとする国民に本制度を知らせており、さらに、平成19年3月、同パンフレットの内容を更新した上、英語版も作成し、検察庁等を通じて一般配布し、本制度の一層の浸透を図っている。</p> <p>また、通知希望者に対する通知に要する郵送経費及び上記パンフレット作成等経費については、刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得るための必要最小限のものであることから、効率性が認められる。</p> <p>今後も提供できる情報や通知方法などについて改善すべき点があれば検討し、刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得るため、本制度の適切な運用をすることが必要である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <p>基本目標を実現するためには、国民にはあまりなじみのない刑事司法手続を周知することによりその理解を深めてもらうことがまず重要であり、加えて、刑事処分の結果等を知りたいという、事件の当事者である被害者その他の刑事事件関係者の要請にこたえるべく、被害者などに対して、適時的確な情報提供を行うことにより、国民の刑事司法に対するより一層の信頼を得ることが最も重要であると考えられたことから、その趣旨を踏まえ、被害者等に対し、被害者等通知制度を広く知らせて、通知を希望する人に対し、可能な範囲で、刑事事件の処分結果等の情報を提供することを達成すべき目標とし、通知希望者数、通知件数等を測定指標とするとともに、通知希望者に通知しなかった件数を参考指標として計上することで、基本目標の達成度を事後的に評価した。</p> <p>平成18年においては、50,504名から通知希望があり、延べ82,489件の情報を通知した。また、通知を希望していた被害者等に通知しなかった数は36名であり、その理由の中で最も多いものは、通知対象者の転居等通知不能の場合であり、そのほかの理由としては、新たな紛争又は事件を誘発するおそれがあるため通知することが相当でないと検察官が判断した場合等であり、通知希望に対して適切に対処している。</p>		
関係する施政方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等 第162回国会内閣総 理大臣施政方針演説 第164回国会内閣総 理大臣施政方針演説	年月日 平成17年1月21日 平成18年1月20日	記載事項(抜粋) 犯罪の被害者や遺族が、一日も早く立ち直り安心して生活できるよう、相談や情報提供などの支援を充実させてまいります。(国民の「安全」の確保) 犯罪被害者や遺族が一日も早く立ち直り安心して生活できるよう支援いたします。(国民の安全の確保)

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：刑事局

<p>施策名</p>	<p>検察権行使を支える事務の適正な運営 (検察広報の積極的推進)</p>		<p>政策体系上の位置付け - 4 - (2)</p>																								
<p>施策の概要</p>	<p>検察の役割や刑事司法に関することについて、各検察庁において、幅広い層の国民に対して広報活動を実施することにより、刑事司法全体についての正確な理解と信頼を得ることを目的とする。</p>																										
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 検察庁において、移動教室、出前教室、刑事裁判傍聴等を中心に様々な検察広報活動が、小学生から一般に至る幅広い層に1万2,999回実施され、また参加人数は84万2,965人であることから、前年に比較して、実施回数は約4.1倍、参加人数は約4.3倍に増加しており、達成目標である広報活動の実施回数対前年度増が達成されたことが認められる。 広報活動の実施状況についても、全国の検察庁において、多岐にわたる内容及び手段を用いて、幅広い層の多数の国民に情報を提供する努力をしており、検察庁ホームページの継続的運用や検察広報官の増設などと相まって、より効率的で効果的な検察広報活動が行われた。 以上のことから、幅広い層の国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報活動は実施され、「検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高めること」に向けて、着実に推進していると考えられ、本施策について有効性が認められる。 また、ホームページの継続的運用や検察広報官の増設などにより、効率的な検察広報が行われている上、全国統一的なパンフレットの作成や広報対象に合わせた効果的な資料を作成することにより、検察活動に対する国民の理解が等しく得られ、その経費についても上記目標を達成するための必要最小限のものであり、効率性が認められる。 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】 達成すべき目標 全国の各検察庁において、幅広い層の国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報活動を実施する。 測定指標及び目標値 1. 実施状況(対象年齢層、対象年齢層別回数、内容) 2. 広報活動の実施回数(目標値：対前年度増【平成17年度3,009回】) 測定結果(測定期間：平成18年度)</p> <table border="1" data-bbox="470 1429 1390 1854"> <thead> <tr> <th>年齢層別</th> <th>実施回数</th> <th>参加人数(概数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生(全学年)</td> <td>30回</td> <td>1,172人</td> </tr> <tr> <td>中学生(全学年)</td> <td>282回</td> <td>8,838人</td> </tr> <tr> <td>高校生(全学年)</td> <td>245回</td> <td>27,492人</td> </tr> <tr> <td>専門学校生(全学年)</td> <td>472回</td> <td>147,457人</td> </tr> <tr> <td>大学生 (大学院生を含めて全学年)</td> <td>273回</td> <td>16,261人</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>11,697回</td> <td>641,745人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12,999回</td> <td>842,965人</td> </tr> </tbody> </table>			年齢層別	実施回数	参加人数(概数)	小学生(全学年)	30回	1,172人	中学生(全学年)	282回	8,838人	高校生(全学年)	245回	27,492人	専門学校生(全学年)	472回	147,457人	大学生 (大学院生を含めて全学年)	273回	16,261人	一般	11,697回	641,745人	合計	12,999回	842,965人
年齢層別	実施回数	参加人数(概数)																									
小学生(全学年)	30回	1,172人																									
中学生(全学年)	282回	8,838人																									
高校生(全学年)	245回	27,492人																									
専門学校生(全学年)	472回	147,457人																									
大学生 (大学院生を含めて全学年)	273回	16,261人																									
一般	11,697回	641,745人																									
合計	12,999回	842,965人																									
<p>関係する施政方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)</p>	<p>施政方針演説等 犯罪に強い社会の実現 のための行動計画</p>	<p>年月日 平成15年12月</p>	<p>記載事項(抜粋) 検察広報官等による移動教室等を通じて犯罪情勢や刑事司法システムについての国民の理解を一層深める。(第1-1-)</p>																								

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：矯正局

施策名	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (矯正施設における収容の確保)	政策体系上の位置付け - 5 - (2)	
施策の概要	<p>刑務所等の刑事施設では、近年急激な収容人員の増加が続き、適正な施設運営が困難な状況となっているが、この状況を解消することは、我が国の治安対策の重要課題の一つと位置付けられていることから、過剰収容下にある刑事施設において収容能力拡充のための収容棟の増築工事等を実施し、刑事施設における被収容者の拘禁の確保と円滑な施設運営を図ることにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するものである。</p>		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>平成17年度末の刑事施設における収容人員は、79,705人(受刑者69,841人)であったところ、平成18年度末は80,805人(受刑者72,168人)と、1,100人(受刑者2,837人)増加し、過剰収容対策として収容能力拡充のための収容棟等増築工事等を実施した結果、収容定員を77,953人(受刑者60,712人)から80,790人(受刑者63,489人)と、2,837人(受刑者2,777人)増加させることができた。この結果、収容率は102.2%(受刑者115.0%)から100.0%(受刑者113.7%)と2.2ポイント(受刑者1.3ポイント)減少している。</p> <p>なお、平成18年度中に工事が完成する予定であった増築等工事のうち、諸般の事情により完成時期が平成19年度にずれ込んだ工事があったものの、これらは平成19年度中には完成する見込みである。</p> <p>これらが完成すれば収容定員は1,306人(受刑者1,010人)増加し、平成18年度末の収容人員が変わらないと仮定すると、収容率98.4%(受刑者111.9%)となり、平成17年度末の収容率と比較すると3.8ポイント(受刑者3.1ポイント)減少することとなる。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成17年度末における収容状況 収容人員 70,705人(受刑者69,841人) 収容定員 77,953人(受刑者60,712人) 収容率 102.2%(受刑者 115.0%) 2 平成18年度末における収容状況 収容人員 80,805人(受刑者72,168人) 収容定員 80,790人(受刑者63,489人) 収容率 100.0%(受刑者 113.7%) 3 平成17年度末と平成18年度末と比較 収容人員 +1,100人(受刑者+2,327人) 収容定員 +2,837人(受刑者+2,777人) 収容率 2.2ポイント(受刑者 1.3%) 4 平成19年度にずれ込んだ増築等工事完成後 収容人員 80,805人(受刑者72,168人) 収容定員 82,096人(受刑者64,499人) 収容率 98.4%(受刑者 111.9%) 5 平成17年度末との比較 収容人員 +1,100人(受刑者+2,327人) 収容定員 +4,143人(受刑者+3,787人) 収容率 3.8ポイント(受刑者 3.1%) 		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第5 - 刑務所等矯正施設の過剰収容の解消

18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：矯正局

施策名	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (刑事施設における矯正処遇の実施)		政策体系上の位置付け II-5-(2)
施策の概要	矯正施設における性犯罪者に対する処遇を充実させることが重要な課題となっていることから、部外有識者等の意見を踏まえて策定した、統一的・科学的な性犯罪者処遇プログラムを刑事施設において実施する。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（以下「法」という。）の施行に伴い、平成18年度から、全国20庁の刑事施設に対象者を集めて、性犯罪者処遇プログラムに基づく処遇を実施している。具体的には、同18年5月24日の同法施行後、性犯罪者調査を開始し、同時に、この間指導担当職員の養成を図るための研修を実施した上で、同年9月ころから、調査を終了した者に対し順次指導を開始した。</p> <p>調査の結果、プログラム対象と判定された者は644人であるが、これらの者のうち、刑期等から判断して、プログラム実施の最適時期が平成19年度以降となる者を除き、平成18年度は266名に対して指導を開始した。受講が必要とされたその他の対象者には、出所までに必ず、計画的にプログラムを受講させることとしている。</p> <p>性犯罪者の再犯防止に資するため、矯正施設における性犯罪者に対する処遇を充実させることが重要な課題となっており、本施策は高い必要性が認められる。</p> <p>また、本プログラムは、欧米諸国における実証研究により効果が認められている認知行動療法を基礎としたものであり、法に基づく改善指導の一つとして実施されるとともに、社会内処遇とも一貫性を持つ内容となっていることから、相応の有効性が期待できるものである。</p> <p>さらに、実施に当たっては、全国20庁の刑事施設において計画的、集約的に実施するなど、その効率性について評価できるところであるが、今後、プログラムの実施状況等を見ながら、更に最小限の行政資源で最大限の効果が得られるように本施策に取り組んでいくこととしている。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <p>当初は、受講対象者の受講率をもって性犯罪再犯防止指導の実施状況を評価することを考えていたが、策定した性犯罪者処遇プログラムは、指導対象者の刑期等を考慮し、最も適切な時期に本人の問題性に応じたプログラムを実施していること、また、個々の受刑者に対する刑執行開始時調査の時期に応じて、プログラム対象者が五月雨式に発生することなどから、当該年度ごとに実施すべき人数を確定することができない仕組みとなっている。そのため、受講が必要であるとされた対象者には、該当者が出所するまでの間に、必ず受講するように計画を立てて実施中であり、平成18年度は、266名に対してプログラムを開始したところである。</p>		
関係する施政方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)

平成 18 年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成 19 年 5 月

担当部局名：矯正局

施 策 名	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (刑事施設における刑務作業の実施)	政策体系上の位置付け - 5 - (2)	
施 策 の 概 要	受刑者の円滑な社会復帰を促進するため、受刑者に職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させる職業訓練を実施し、出所後の生活に役立たせる。		
施策に関する 評 価 結 果 の 概 要 と 達 成 す べ き 目 標 等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>1 本施策については、全体の受刑者数の増加により職業訓練受講率に若干の低下はあったものの、職業訓練の受講者数・修了者数そのものについては増加し、また、免許・資格取得率の増加も見られ、総じて有効であったことから、今後も更に拡充を検討する必要がある。</p> <p>2 入所受刑者全体の 66.8 パーセントが犯時無職者であることを踏まえると、これらの者に職業訓練を実施し、出所後の就職に役立てる本政策には、高い効率性が認められるといえる。さらに、職業訓練の種目の企画立案に当たり、労働需要に関する情報を収集・分析し、現下の過剰収容下においても実施可能で就職に有利となるよう工夫をするなど、本施策の実施手法についても高い効率性が認められるところである。</p> <p>3 本施策の実施によって、より多くの受刑者に職業訓練の機会を与え、さらに免許、資格等を取得させることによって円滑な社会復帰が促進され、その結果、再犯者が減少することは、国の法秩序と治安の維持に大きく寄与するものであり、また、再犯受刑者を減少させることは、刑務所等の過剰収容対策の一助にもなるなど、本施策の必要性は高いものといえる。</p> <p>4 今後は、累犯受刑者や女子受刑者等を収容する施設においても、職業訓練受講者数の向上を図り、また、引き続き労働需要に関する情報を収集・分析し、現下の過剰収容下においても実施可能で就職に有利となる訓練種目の企画立案を行うなどして、本施策を推進していく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、測定結果等】</p> <p>1 達成すべき目標 受刑者の円滑な社会復帰を促進するため、職業訓練を実施し、出所後の生活に役立つ免許・資格を取得できるようにする。</p> <p>2 測定指標及び測定結果</p> <p>ア 受講者数対前年度増(平成 17 年度 2,469 名)の目標値に対し、平成 18 年度職業訓練受講者数は 2,472 名と、前年度を 3 名上回った。</p> <p>イ 職業訓練受講率対前年度増(平成 17 年度 3.5%)の目標値に対し、平成 18 年度における職業訓練受講率は 3.4 パーセントと、前年度を 0.1 ポイント下回った。</p> <p>ウ 職業訓練の修了者数対前年度増(平成 17 年度 2,141 名)の目標値に対し、平成 18 年度の職業訓練修了者数は 2,181 名と、前年度を 40 名上回った。</p> <p>エ 免許又は資格の取得者数対前年度増(平成 17 年度 2,530 名)の目標値に対し、免許、資格等を取得するため受験した受刑者のうち、前年度を 383 名上回る 2,913 名が免許、資格等を取得した。</p>		
関係する施政 方 針 演 説 等 内閣の重要政策 (主 な も の)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	犯罪に強い社会の実現 のための行動計画	平成 15 年 12 月	第 5 - 矯正処遇の強化

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：矯正局

施策名	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (行刑行政の透明性の確保)	政策体系上の位置付け
		Ⅱ-5-(2)
施策の概要	行刑行政の透明性を高め、刑事施設を国民により一層理解され、支えられる存在とするために、行刑に関連する情報の公開・開示を進め、また民間外部協力者等の刑事施設の活動への協力・参加の拡大を図る。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>平成18年度は、刑事施設内で発生した犯罪で事件送致した事案を全件公表することとしたことにより、公表後に当該事案が新聞報道されることが多くなるなどの効果が見られたほか、一般市民を含む施設見学・広報等の実施状況についても、参加延べ人数が前年度比530人の増加となった。また、篤志面接委員（民間の学識経験者、宗教家など）による面接指導状況及び教誨師による教誨実施状況についても、ほぼ前年度同様の水準を確保することができるなど、本施策については、高い有効性が認められる。</p> <p>次に、矯正管区における行刑関連情報の公開については、状況に応じ、記者説明会に代えてファクシミリ送信により行っており、一方、施設見学等についても、各施設の矯正展の日程に合わせて行うなど、限られた行政資源でより大きな効果を得るよう努めており、本施策は、高い効率性が認められる。</p> <p>さらに、過剰収容等の種々の問題を抱える行刑運営の充実を図るためには、刑事施設が国民により一層理解され、支えられる存在になることが重要であり、本施策には高い必要性が認められる。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <p>1 行刑関連情報の公表・開示について</p> <p>①公開する行刑関連情報（訓令・通達類、各種統計、施設運営に係る情報等）の項目数及び②一般市民を含む施設見学、広報等の機会の数を指標とし、対前年度増の目標値の下、評価を行った結果、①については、新たに刑事施設で発生した犯罪で事件送致した事案を全件公表することとし、②については、施設見学等の実施回数は減少したものの、参加延べ人数は、前年度（27,434人）に比べ530人の増加が見られた。</p> <p>2 民間外部協力者等の刑事施設の活動への協力・参加について</p> <p>協力・参加した民間外部協力者の延べ数を指標とし、対前年度増の目標の下、評価を行った結果、篤志面接委員による面接指導状況及び教誨師による教誨実施状況は、いずれも、ほぼ前年度同様の水準を確保することができた。</p> <p style="margin-left: 40px;">※ 面接指導状況 実施回数 1,831回（28回減） 参加者数 26,542人（172人増）</p> <p style="margin-left: 40px;">教誨実施状況 実施回数 1,932回（3回増） 参加者数 20,133人（584人減）</p>	
関係する施政方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日
	記載事項 (抜粋)	

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：矯正局

施 策 名	矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進 (矯正業務の民間委託)	政策体系上の位置付け - 5 - (3)	
施 策 の 概 要	<p>政府の行政改革の重要方針である「総人件費改革の実行計画」を受けて、平成18年6月30日に閣議決定された「国の行政機関の定員の純減について」の「重点事項の取組」として、非権力的業務について民間委託数を719ポスト拡大する(平成18年度から平成22年度の間)、PFI方式等あらゆる手法を用いて民間委託の拡大を図る、民間委託を行う業務の範囲及びポスト数の拡大を検討することが決定されていることを受け、刑事施設における民間委託を進めることにより、職員の勤務負担の軽減を図り、被収容者処遇の質を向上させる。</p>		
施策に関する 評価結果の 概要と達成 すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>刑事施設における民間委託率は、平成16年度に1.22%、また、平成17年度には3.50%であったところ、平成18年度においては4.74%とさらに増加し、こうした民間委託の推進により、総務部及び処遇部における業務分担を見直し、職員を被収容者の処遇に直接携わる配置箇所に再配置することができた。この結果、処遇部門においては、警備、処遇及び教育等の実施に必要な配置職員が確保されたことで、被収容者の円滑な社会復帰に向けた各種指導の充実が図られたほか、職員の勤務負担はある程度抑制されてきており、本政策には有効性が認められるところである。</p> <p>しかしながら、今後も現下の社会情勢や犯罪発生状況、刑の厳罰化・長期化等の傾向から、刑事施設の過剰収容は継続することが見込まれるところ、昨今の国家公務員の厳しい定員事情を勘案すると、「職員の勤務負担の軽減を図り、被収容者の改善更生に資する」ために必要な要員を確保するためには、民間委託の推進が効率性の高い手法であると認められることから、今後も更なる民間委託の拡大を図る必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <p>基本目標である「刑事施設における職員の勤務負担の軽減を図り、被収容者処遇の質を向上させる」を達成するに当たっては、刑務官等の職員について、被収容者の処遇に直接携わる配置箇所に再配置をすることが必要であり、そのためには、職員以外による実施が可能な業務(庁舎周辺警備や受刑者の処遇に関わる補助事務)を精選し、その民間委託を推進していくことが必要であることから、民間委託率を本評価の指標とした。</p> <p>測定時期：平成19年3月31日 測定方法等：平成18年度予算に基づき、刑事施設で実施した民間委託数を、同年度の刑事施設の職員数で除した上で、達成目標を測定した。</p> <p style="text-align: center;">民間委託ポスト数(平成18年度)÷職員数(平成18年度) (参考) 平成16年度：1.22% 平成17年度：3.50%</p>		
関係する施政 方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	国の行政機関の定員の純減について(閣議決定)	平成18年6月30日	民間委託数の拡大等

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：保護局

施策名	保護観察対象者等の改善更生		政策体系上の位置付け
			Ⅱ-6-(1)
施策の概要	<p>保護観察対象者等の改善更生を図るため、保護観察処遇の充実強化、就業の確保、長期刑受刑者の社会復帰の促進、更生保護施設の積極的な活用による保護観察対象者の自立更生の促進等を行う。</p>		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>保護観察対象者等の改善更生を図るため、社会参加活動の充実、覚せい剤事犯仮釈放者に対する処遇の充実、成人性犯罪者に対する処遇プログラムの実施、保護観察対象者の就労支援の充実、長期刑仮釈放者に対するより積極的な中間処遇の実施、更生保護施設の積極的活用等を推進してきたところであるが、おおむね全ての施策について目標が達成されており、またそれぞれについて、効果が認められたことから、これらの施策の有効性を認めることができる。</p> <p>また、その実施手段においても、集団処遇の実施、他省庁との連携など効率的に施策を実施することができるように配慮しており、効率的に施策が実施されたものと言える。</p> <p>上記のとおり、全体として保護観察対象者の改善更生に対し有効であったと言えることから、引き続き、保護観察処遇の充実強化、就労支援の推進、長期刑仮釈放者に対する積極的な中間処遇の実施、更生保護施設の積極的活用等を推進していく。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <p>① 保護観察処遇の充実強化（測定指標（目標値等）、測定結果、【目標値等に対する評価】の順に記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会参加活動の活動場所の確保（対基準年次維持）332箇所【対基準年次増・達成】 ・ 覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合（対基準年次増）48.4%【対基準年次増・達成】 ・ 成人性犯罪等対象者への処遇プログラムの実施（全保護観察所において処遇の実施）全保護観察所で実施【達成】 ・ 保護司に対する研修実施状況（保護司の研修の充実）保護司に対する研修の実施【達成】 <p>② 保護観察対象者の就業の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護観察終了者に占める無職者の割合（対基準年次減）21.4%【対基準年次減・達成】 ・ 協力雇用主の数（対基準年次維持）5,750事業者【対基準年次増・達成】 <p>③ 長期刑仮釈放者の社会復帰の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間処遇実施予定者の選定率（対基準年次増）28.0%【対基準年次減・不達成】 <p>* 中間処遇実施予定者として選定された者は増加しているものの、長期刑仮釈放者がそれを上回る増加傾向にあるため、対基準年次と比較して減少している。</p> <p>④ 更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全更生保護施設の保護率（対基準年次増）75.7%【対基準年次増・達成】 		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	犯罪から子どもを守るための対策	平成18年12月	第一章第一節3(2)〈犯罪防止・再犯防止〉
	子ども安全・安心加速化プラン	平成18年6月20日	Ⅲ-1-(1)（関係機関の連携強化による立ち直り支援の推進）
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第2-1-③〈非行少年の保護観察の在り方の見直し〉 第4-2-⑥〈治療、社会復帰支援による薬物再乱用の防止等〉

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：保護局

施策名	犯罪予防活動の助長		政策体系上の位置付け II-6-(2)
施策の概要	犯罪予防を目的とした国民の活動を促進するため、全国規模で推進している「社会を明るくする運動」への国民の参加を促進するとともに、同運動の行事内容の充実を図る。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>近年、犯罪や非行の防止に大きな役割を果たしている地域の連帯感や家族の教育力が弱まっていることから、犯罪の予防に資する地域住民の取組みを充実強化する必要がある。</p> <p>「社会を明るくする運動」実施委員会の未組織の地域数は平成17年度と比較して54減の101市区町村となり、より広い範囲で運動が展開された。参加人員についてみると、小中学生を対象とした作文コンテストにおいては、参加者は増加している。一方、行事については、開催回数が前年度に比べ増加しているが、参加者の総数は減少している。これは、「社会を明るくする運動」の広報効果を上げるため、従来のキャンペーン型から小規模の住民参加による交流型の行事へとシフトしたことが要因と考えられる。さらに、参加者アンケートでは高い評価が得られており、「社会を明るくする運動」の実施を通じて犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進することができ、本施策はおおむね有効であったと言える。</p> <p>施策の効率性の観点から見ると、「社会を明るくする運動」では多くの団体が参加し、多様な行事を実施することで、地域住民各層への犯罪や非行の防止を呼びかけており、手段において効率的なものであったと言える。</p> <p>本施策については、必要性、有効性、効率性のいずれにおいても相応に評価できることから、引き続き「社会を明るくする運動」を推進する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <p>① 社会を明るくする運動への国民の参加の促進（測定指標（目標値等）、測定結果、【目標値等に対する評価】の順に記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施委員会の未組織地域（対前年減）101市区町村【対前年減・達成】 ・ 主な行事の開催回数及び参加人員（対前年増） <ul style="list-style-type: none"> 【作文コンテスト参加人数：対前年増・達成】 【その他の主な行事開催回数：対前年増・達成】 【その他の主な行事参加人数：対前年減・不達成】 <p>② 社会を明るくする運動の行事内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央実施委員会が開催する行事におけるアンケート調査結果（行事内容に対する高い評価の獲得）【高い評価を獲得・達成】 		
関係する施政方針演説等 内閣の重要政策 （主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	安全・安心なまちづくり全国展開プラン	平成17年6月	第2-2-⑦〈更生保護ボランティアによる犯罪予防活動の推進〉
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第1-1-④〈国民の防犯意識を向上させるための広報啓発活動の推進〉

平成 18 年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成 19 年 5 月

担当部局名：公安調査庁

施 策 名	破壊的団体等の調査等を通じた公共の安全の確保に寄与するための業務の実施	政策体系上の位置付け - 7 - (1)																																												
施 策 の 概 要	破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。																																													
施策に関する 評価結果の 概要と達成 すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>1 評価結果の概要</p> <p>(1) 達成すべき目標 1 「国民の不安感払拭のため、オウム真理教に対する観察処分を厳正に実施する」については、おおむね達成できたと評価できる。</p> <p>(2) 達成すべき目標 2 「破壊的団体等の調査の過程で得られる情報を、必要に応じて政府や関係機関に適時・適切に提供する」については、おおむね達成できたと評価できる。</p> <p>2 評価結果の予算要求等政策への反映の方向性</p> <p>(1) 現在、オウム真理教（以下「教団」という。）については、一部が“新団体”を設立した旨発表する一方、教団内の主導権争いをめぐる対立も深まっており、更に教団の活動状況及び危険性の全容を明らかにする必要がある。そこで、上記の評価結果を踏まえ、予算要求を通じて、教団に対する調査体制の強化を図り、観察処分を更に厳正に実施していく必要がある。</p> <p>(2) 国際テロや北朝鮮問題等をめぐる情勢は従前にも増して緊迫と混迷の度合いを深めており、現下、我が国の公共の安全を確保する上で早急に把握・解明すべき重要課題が多数存在している。そこで、上記の評価結果を踏まえ、今後更に政府の政策遂行に寄与していくため、予算要求を通じて、情報収集及び分析・評価能力を質・量ともに一段と向上させるとともに、調査体制を充実強化していく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4">達成すべき目標 1</td> </tr> <tr> <td colspan="4">国民の不安感払拭のため、オウム真理教に対する観察処分を厳正に実施する。</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%;">測定指標 1</td> <td style="width: 30%;">活動状況及び危険性の解明 (立入検査の実施回数)</td> <td style="width: 20%;">目標期間</td> <td style="width: 25%;">平成 18 年度</td> </tr> <tr> <td>測定指標 2</td> <td>地方公共団体からの情報提供 要請に対する回答率</td> <td>目標期間</td> <td>平成 18 年度</td> </tr> <tr> <td colspan="4">測定結果</td> </tr> <tr> <td colspan="4">オウム真理教の活動状況及び危険性についてはおおむね解明することができ、また、地域住民等の不安払拭のための情報提供も適切に行われたと考えられる。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">達成すべき目標 2</td> </tr> <tr> <td colspan="4">破壊的団体等の調査の過程で得られる情報を、必要に応じて政府や関係機関に適時・適切に提供する。</td> </tr> <tr> <td>測定指標</td> <td>提供情報の正確性、適時性、 迅速性</td> <td>目標期間</td> <td>平成 18 年度</td> </tr> <tr> <td colspan="4">測定結果</td> </tr> <tr> <td colspan="4">政府・関係機関に対し、破壊的団体等の調査の過程で得られた我が国の公共の安全に関する情報を適時に提供することができたと考えられる。</td> </tr> </table>		達成すべき目標 1				国民の不安感払拭のため、オウム真理教に対する観察処分を厳正に実施する。				測定指標 1	活動状況及び危険性の解明 (立入検査の実施回数)	目標期間	平成 18 年度	測定指標 2	地方公共団体からの情報提供 要請に対する回答率	目標期間	平成 18 年度	測定結果				オウム真理教の活動状況及び危険性についてはおおむね解明することができ、また、地域住民等の不安払拭のための情報提供も適切に行われたと考えられる。				達成すべき目標 2				破壊的団体等の調査の過程で得られる情報を、必要に応じて政府や関係機関に適時・適切に提供する。				測定指標	提供情報の正確性、適時性、 迅速性	目標期間	平成 18 年度	測定結果				政府・関係機関に対し、破壊的団体等の調査の過程で得られた我が国の公共の安全に関する情報を適時に提供することができたと考えられる。			
達成すべき目標 1																																														
国民の不安感払拭のため、オウム真理教に対する観察処分を厳正に実施する。																																														
測定指標 1	活動状況及び危険性の解明 (立入検査の実施回数)	目標期間	平成 18 年度																																											
測定指標 2	地方公共団体からの情報提供 要請に対する回答率	目標期間	平成 18 年度																																											
測定結果																																														
オウム真理教の活動状況及び危険性についてはおおむね解明することができ、また、地域住民等の不安払拭のための情報提供も適切に行われたと考えられる。																																														
達成すべき目標 2																																														
破壊的団体等の調査の過程で得られる情報を、必要に応じて政府や関係機関に適時・適切に提供する。																																														
測定指標	提供情報の正確性、適時性、 迅速性	目標期間	平成 18 年度																																											
測定結果																																														
政府・関係機関に対し、破壊的団体等の調査の過程で得られた我が国の公共の安全に関する情報を適時に提供することができたと考えられる。																																														
関係する施政 方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																											
	第 164 回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成 18 年 1 月 20 日	テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底いたします。																																											

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成23年度（平成18年度は中間報告）

担当部局名：民事局

施 策 名	登記事務の適正円滑な処理 (登記情報システムの再構築)	政策体系上の位置付け	
		Ⅲ-9-(1)	
施 策 の 概 要	登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減等を図るとともに、国民の利便性を向上させる。		
施策に関する 評価結果の 概要と達成 すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>達成目標1については、測定時期である平成19年度末までに、達成目標2については平成20年度末までにそれぞれ達成される見込みである。</p> <p>達成目標3については、平成18年度から次期のシステムテストを実施しており、平成20年度から平成22年度にかけて、局単位に現行システムから切り替えることとしている。次期システムへの切り替えが完了する平成23年度には、大幅な削減効果が現れる見込みである。</p> <p>現時点では、特段の問題点・課題はないことから、引き続き最適化計画を踏まえ、これに沿って本施策を実施していく予定である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <p>(達成目標1)</p> <p style="padding-left: 20px;">平成19年度末までに全国の登記所の登記情報の電子化を完了する。</p> <p style="padding-left: 20px;">[指標]</p> <p style="padding-left: 20px;">不動産登記：全国の登記簿の総不動産筆個数に対する移行完了筆個数割合 商業・法人登記：全国の登記簿の総会社・法人数に対する移行完了会社・法人数割合</p> <p style="padding-left: 20px;">[測定結果]</p> <p style="padding-left: 20px;">平成18年度末時点で、不動産については約92%、商業・法人については全登記情報の移行が完了した。</p> <p>(達成目標2)</p> <p style="padding-left: 20px;">平成20年度末までに全国の登記所に対してオンライン申請を可能にする。</p> <p style="padding-left: 20px;">[指標]</p> <p style="padding-left: 20px;">全国の登記所数に対するオンライン申請導入登記所数</p> <p style="padding-left: 20px;">[測定結果]</p> <p style="padding-left: 20px;">平成18年度末時点で全国の登記所数に対して約52%の導入が完了した。</p> <p>(達成目標3)</p> <p style="padding-left: 20px;">平成22年度末までに登記情報システムの再構築を実現する。</p> <p style="padding-left: 20px;">[指標]</p> <p style="padding-left: 20px;">平成23年度における登記情報システムの運用経費と平成15年度と同経費との比較</p> <p style="padding-left: 20px;">[目標値等]</p> <p style="padding-left: 20px;">再構築事業の終了する平成23年度において、登記情報システムの運用経費を平成15年度比で110億円程度削減を図る（平成15年度：約366億円）。</p>		
関係する施政 方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)
	IT政策パッケージ-2005	平成17年2月24日	1. 行政サービス (1) 電子政府の推進

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成22年度（平成18年度は中間報告）

担当部局名：民事局

施 策 名	登記事務の適正円滑な処理 (地図管理業務・システムの最適化)		政策体系上の位置付け
			Ⅲ-9-(1)
施 策 の 概 要	地図情報システムの全国展開により、インターネットを利用した地図情報の提供や、最寄りの登記所から他管轄物件の地図等の証明書の取得ができるようになるなどの行政サービスの向上を実現する。		
施策に関する 評価結果の 概要と達成 すべき目標等	【評価結果の概要】 平成18年度においては、全登記所のうち約16%の登記所について地図情報システムを導入したことから、目標を達成している。 この移行実績を維持すれば、平成22年度末までに全登記所に地図情報システムを導入できる見込みであり、本施策は、予定どおり進ちょくしているものと評価できる。		
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】 達成目標 平成22年度末までに、全国の登記所に地図情報システムを導入する。		
	指標 全国の登記所数に対する地図情報システム導入登記所数の割合		
	目標値等 平成18年度末：約15% 平成19年度末：約35% 平成20年度末：約60% 平成21年度末：約80% 平成22年度末：100%		
関係する施政 方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	IT政策パッケージ-2005	平成17年2月24日	1. 行政サービス(1)電子政府の推進

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：大臣官房司法法制部

施策名	債権管理回収業の審査監督		政策体系上の位置付け III-9-(3)
施策の概要	債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図り、債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するとともに、暴力団等反社会的勢力の参入を排除する。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>立入検査実施率の若干の低下と行政処分の実施はあったものの、立入検査指摘事項の改善状況については良好な結果が得られ、また、債務者ヒアリングの実施件数が増加し、苦情・相談受付状況として、反社会的勢力の参入や過酷な債権取立てに関する事実等特に問題となる事項は認められなかったことから、債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害の未然防止及び暴力団等反社会的勢力の参入排除という所期の目的を達成することができ、本施策は総じて有効であったものと認められる。今後も金融機関等の抱える不良債権を早急に処理する必要があるところ、その重要なインフラである債権回収会社に対する適切な監督を行うことにより債権回収過程の適正確保及び国民経済の健全な発展がもたらされることから、引き続き本施策を実施する必要がある。また、立入検査は、債権回収会社の債権回収過程の実態把握、適正確保及び不適切な回収行為に対する抑止的効果を期待できる非常に有効かつ効率的な監督手段であることから、さらに立入検査の実施率を向上させるために、業務の合理化による経費等の見直しを行った上で、必要な予算及び人員の確保に努める必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指標1：債権回収会社に対する立入検査の実施状況 <p>立入検査の実施会社数は38件で、前年度（36件）に比較して2件増加（対前年度比105.6%）したが、立入検査の状況を示す「実施率」（指標1）は37.6%で、前年度（37.9%）に比較して0.3ポイント減少しており、これは、営業会社数の増加と立入検査対象会社の検査直前の廃業という突発的な事情によるものである。</p> ○指標2：債権回収会社に対する立入検査で指摘した事項の改善状況 <p>指摘事項についてはそれぞれ改善措置が執られ、妥当な業務が行われており、特に問題となる事項は認められず、良好な結果が得られた。</p> ○参考指標1：回収先（債務者）ヒアリングによる回収状況把握 <p>ヒアリング実施件数は326件で、前年度（279件）に比較して47件増加し、その結果について、反社会的勢力の参入や過酷な債権取立てに関する事実等特に問題となる事項は認められなかった。</p> ○参考指標2：債権管理回収業の営業許可審査件数 <p>許可審査件数は116件で、前年度（106件）に比較して10件増加した。</p> ○参考指標3：債権回収会社に対する行政処分の件数 <p>業務改善命令と業務停止命令を各1件ずつ発したが、その内容は会社の運営体制に関するもので、反社会的勢力の参入や過酷な債権取立てに関するものではない。</p> ○参考指標4：苦情・相談受付状況 <p>苦情申立て件数は54件あったが、その調査の結果、反社会的勢力の参入や過酷な債権取立てに関する事実等特に問題となる事項は認められなかった。</p> 		
関係する施政方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：人権擁護局

施策名	人権の擁護 (人権啓発活動の推進)	政策体系上の位置付け Ⅲ-10-(1)																																													
施策の概要	国民の一人一人が、人権の意義やその重要性を頭で理解するとともに、心から実感して身に付けることに資するため、親しみやすく分かりやすいテーマや表現に配慮することはもとより、具体的な事例を踏まえた啓発、対象者の発達段階に応じた啓発、地域の実情に即した啓発など、様々な創意工夫を凝らした啓発活動を推進する。																																														
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>人権尊重思想の普及高揚を図るためには、様々な創意工夫を凝らした啓発活動を推進していく必要があるところ、対象者である中学生の理解度に合わせた適切な啓発活動として全国中学生人権作文コンテストを実施することや、様々な啓発活動の実施主体が連携するために横断的なネットワークを整備することは、有効であると考えられるので、これらの施策に関して評価を実施することとした。</p> <p>まず、多様な人権啓発の実施主体が連携するために横断的なネットワークである人権啓発活動ネットワークの整備については、更なる整備・発展を図った結果、全市町村数に占める人権啓発活動ネットワーク参加市町村数の割合が、平成17年度末は82.1%であったのに対し、平成18年度末は94.9%に上昇した。</p> <p>次に、全国中学生人権作文コンテスト実施については、全中学生数に対する「全国中学生人権作文コンテスト」への作文応募者数の割合が、平成17年度は21.2%であったのに対し、平成18年度は22.0%に上昇し、また、全中学校数に対する作文応募中学校数の割合についても、平成17年度は51.1%であったのに対し、平成18年度末には53.8%に上昇した。</p> <p>以上の結果、人権啓発活動ネットワークの整備が着実に進捗することにより、国や地方公共団体等が連携協力して行う啓発事業が充実し、また、昨年度以上に多くの中学生に対して、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうよい機会を提供することができたことから、本施策は人権の尊重に対する理解を深めるために有効であった。</p> <p>さらに、効率性の観点からも、人権啓発活動ネットワークについては、その整備が着実に進捗することにより、地方自治体等の地域における各種啓発活動を促進させるなどの効果をもたらしており、限られた行政資源を最大限生かすために、効率的であったといえる。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <p>1 人権啓発活動ネットワークの整備状況</p> <table border="1" data-bbox="405 1429 1385 1704"> <thead> <tr> <th></th> <th>① 都道府県 ネットワ ーク数</th> <th>② 地域ネッ トワー ク数</th> <th>③ 都道府県 ネットワ ーク参加 市町村数</th> <th>④ 地域ネッ トワー ク参加市 町村数</th> <th>⑤ ①、②のい ずれ かに参加し ている市 町村数</th> <th>⑥ 全市町 村数</th> <th>参加割合 (%) ⑤/⑥</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td> <td>50</td> <td>167</td> <td>126</td> <td>1,489</td> <td>1,514</td> <td>1,844</td> <td>82.1</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>50</td> <td>180</td> <td>95</td> <td>1,715</td> <td>1,733</td> <td>1,827</td> <td>94.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 全国中学生人権作文コンテストの実施状況</p> <table border="1" data-bbox="405 1742 1385 1912"> <thead> <tr> <th></th> <th>① 応募者数</th> <th>② 全中学生数</th> <th>参加割合(%) ①/②</th> <th>③ 応募中学校数</th> <th>④ 全中学校数</th> <th>参加割合(%) ③/④</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度</td> <td>773,178</td> <td>3,649,069</td> <td>21.2</td> <td>6,149</td> <td>12,037</td> <td>51.1</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>799,103</td> <td>3,625,149</td> <td>22.0</td> <td>6,450</td> <td>11,998</td> <td>53.8</td> </tr> </tbody> </table>			① 都道府県 ネットワ ーク数	② 地域ネッ トワー ク数	③ 都道府県 ネットワ ーク参加 市町村数	④ 地域ネッ トワー ク参加市 町村数	⑤ ①、②のい ずれ かに参加し ている市 町村数	⑥ 全市町 村数	参加割合 (%) ⑤/⑥	平成17年度	50	167	126	1,489	1,514	1,844	82.1	平成18年度	50	180	95	1,715	1,733	1,827	94.9		① 応募者数	② 全中学生数	参加割合(%) ①/②	③ 応募中学校数	④ 全中学校数	参加割合(%) ③/④	平成17年度	773,178	3,649,069	21.2	6,149	12,037	51.1	平成18年度	799,103	3,625,149	22.0	6,450	11,998	53.8
	① 都道府県 ネットワ ーク数	② 地域ネッ トワー ク数	③ 都道府県 ネットワ ーク参加 市町村数	④ 地域ネッ トワー ク参加市 町村数	⑤ ①、②のい ずれ かに参加し ている市 町村数	⑥ 全市町 村数	参加割合 (%) ⑤/⑥																																								
平成17年度	50	167	126	1,489	1,514	1,844	82.1																																								
平成18年度	50	180	95	1,715	1,733	1,827	94.9																																								
	① 応募者数	② 全中学生数	参加割合(%) ①/②	③ 応募中学校数	④ 全中学校数	参加割合(%) ③/④																																									
平成17年度	773,178	3,649,069	21.2	6,149	12,037	51.1																																									
平成18年度	799,103	3,625,149	22.0	6,450	11,998	53.8																																									
関係する施政方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																												

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：人権擁護局

施策名	人権の擁護 (人権侵犯事件の適正な調査・対応)		政策体系上の位置付け																																																													
			Ⅲ-10-(1)																																																													
施策の概要	人権侵害の被害者を実効的に救済し、また、今日の幅広い人権救済の要請に応えるために、事後的な救済としての性格を主に有する司法的救済のみならず、行政において、簡易・迅速・柔軟な救済措置を講じ、また、潜在化するおそれが高い被害者等にかかる人権侵犯事件の調査・対応を適正に実施する。																																																															
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>平成18年中の人権侵犯事件の対応総数は、21,228件、そのうち、女性を被害者とするものは6,681件であり、前年より699件減少、子どもを被害者とするものは2,257件であり、前年より118件増加、インターネットに関する人権侵犯事件は279件であり、前年より10件減少している。</p> <p>以上の結果から、本施策は部分的には有効であったものの、全体としては十分に有効であったとは認められない。</p> <p>女性を被害者とする人権侵犯事件の対応件数が減少している原因としては、DVやストーカー事件などに関する関連法の整備が進み、警察などの専掌機関の対応が充実してきていることが考えられる。</p> <p>そこで、人権擁護機関として、他に配慮が必要な障害のある人などを対象とした取組、依然横ばい状態が継続しているインターネットに関する人権侵犯事件への取組及び対応数が増加している子どもを被害者とする人権侵犯事件への取組を重点的に行い、今後とも的確な端緒の把握に努めるとともに、引き続き本施策の推進を図ることが必要である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <p>※女性を被害者とする人権侵犯事件の対応件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>暴行・虐待</th> <th>強制・強要</th> <th>セクハラ</th> <th>差別待遇</th> <th>ストーカー</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年</td> <td>3,381</td> <td>2,359</td> <td>646</td> <td>76</td> <td>219</td> <td>6,681</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>3,353</td> <td>3,076</td> <td>598</td> <td>71</td> <td>282</td> <td>7,380</td> </tr> <tr> <td>差</td> <td>28</td> <td>▲717</td> <td>48</td> <td>5</td> <td>▲63</td> <td>▲699</td> </tr> </tbody> </table> <p>※子どもを被害者とする人権侵犯事件の対応件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>暴行・虐待</th> <th>強制・強要</th> <th>児童買春</th> <th>いじめ・体罰等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年</td> <td>532</td> <td>178</td> <td>0</td> <td>1,547</td> <td>2,257</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>486</td> <td>164</td> <td>3</td> <td>1,486</td> <td>2,139</td> </tr> <tr> <td>差</td> <td>46</td> <td>14</td> <td>▲3</td> <td>61</td> <td>118</td> </tr> </tbody> </table> <p>※インターネットにおける人権侵犯事件の対応件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取扱件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年</td> <td>279</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>289</td> </tr> <tr> <td>差</td> <td>▲10</td> </tr> </tbody> </table>					暴行・虐待	強制・強要	セクハラ	差別待遇	ストーカー	合計	平成18年	3,381	2,359	646	76	219	6,681	平成17年	3,353	3,076	598	71	282	7,380	差	28	▲717	48	5	▲63	▲699		暴行・虐待	強制・強要	児童買春	いじめ・体罰等	合計	平成18年	532	178	0	1,547	2,257	平成17年	486	164	3	1,486	2,139	差	46	14	▲3	61	118		取扱件数	平成18年	279	平成17年	289	差	▲10
	暴行・虐待	強制・強要	セクハラ	差別待遇	ストーカー	合計																																																										
平成18年	3,381	2,359	646	76	219	6,681																																																										
平成17年	3,353	3,076	598	71	282	7,380																																																										
差	28	▲717	48	5	▲63	▲699																																																										
	暴行・虐待	強制・強要	児童買春	いじめ・体罰等	合計																																																											
平成18年	532	178	0	1,547	2,257																																																											
平成17年	486	164	3	1,486	2,139																																																											
差	46	14	▲3	61	118																																																											
	取扱件数																																																															
平成18年	279																																																															
平成17年	289																																																															
差	▲10																																																															
関係する施政方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																													

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：人権擁護局

施策名	人権の擁護 (人権相談の充実)	政策体系上の位置付け - 10 - (1)																																																												
施策の概要	適切な助言等を通じ、人権侵害の発生や拡大を防止し、当事者による紛争解決を促すなど相談者の抱えている問題状況の改善を図るほか、人権侵犯事件として救済手続を開始する端緒としても重要な人権相談体制の整備を充実させる。																																																													
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>「子どもの人権110番」及び「女性の人権ホットライン」については、積極的な周知、フリーダイヤル化・ナビダイヤル化による全国統一の電話番号の導入及び全国一斉相談強化週間の実施など、効率性の観点からも限られた行政資源で最大限の効果を上げるべく努めているところ、平成18年中の相談件数は増加しており、気軽に相談できる環境を整備することができたものと評価することができる。</p> <p>しかし、「外国人のための人権相談所」における相談件数は減少しており、相談体制を整備したにもかかわらず、目標値を達成することができていない。</p> <p>達成目標の達成度を3つの指標により測定し、そのうち1つの指標で目標値を達成しなかったものの全体としては概ね有効であったと認められるが、今後とも外国人が気軽に相談できる体制の整備に向けその周知方法等を検討していきたいと考えている。</p> <p>人権侵犯事件の対応件数は減少しているものの、いじめに関するもの、障害のある人に対するもの及び社会福祉施設におけるものの対応件数は増加していることから、人権相談体制の充実強化が社会にとって必要であることは明白であり、今後も、人権相談体制の周知等に努め、相談を通じて相談者が抱えている人権侵害問題の解決を図るため、引き続き本施策の推進を図ることが必要である。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <p style="text-align: center;">「女性の人権ホットライン」における相談件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>暴行・虐待</th> <th>強制・強要 (セクハラ・ ストーカー を除く)</th> <th>セクハラ</th> <th>ストーカ ー</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年</td> <td style="text-align: center;">2,241</td> <td style="text-align: center;">2,404</td> <td style="text-align: center;">707</td> <td style="text-align: center;">257</td> <td style="text-align: center;">19,676</td> <td style="text-align: center;">25,285</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td style="text-align: center;">2,285</td> <td style="text-align: center;">2,758</td> <td style="text-align: center;">705</td> <td style="text-align: center;">286</td> <td style="text-align: center;">18,287</td> <td style="text-align: center;">24,321</td> </tr> <tr> <td>差</td> <td style="text-align: center;">44</td> <td style="text-align: center;">354</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">29</td> <td style="text-align: center;">1,389</td> <td style="text-align: center;">964</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">「子どもの人権110番」における相談件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>暴行・虐待</th> <th>いじめ</th> <th>体罰</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年</td> <td style="text-align: center;">359</td> <td style="text-align: center;">2,582</td> <td style="text-align: center;">1,905</td> <td style="text-align: center;">8,039</td> <td style="text-align: center;">12,885</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td style="text-align: center;">344</td> <td style="text-align: center;">1,175</td> <td style="text-align: center;">1,175</td> <td style="text-align: center;">6,433</td> <td style="text-align: center;">9,127</td> </tr> <tr> <td>差</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">1,407</td> <td style="text-align: center;">730</td> <td style="text-align: center;">1,606</td> <td style="text-align: center;">3,758</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">外国人のための人権相談所における相談件数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年</td> <td style="text-align: center;">309</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td style="text-align: center;">437</td> </tr> <tr> <td>差</td> <td style="text-align: center;">128</td> </tr> </tbody> </table>			暴行・虐待	強制・強要 (セクハラ・ ストーカー を除く)	セクハラ	ストーカ ー	その他	合計	平成18年	2,241	2,404	707	257	19,676	25,285	平成17年	2,285	2,758	705	286	18,287	24,321	差	44	354	2	29	1,389	964		暴行・虐待	いじめ	体罰	その他	合計	平成18年	359	2,582	1,905	8,039	12,885	平成17年	344	1,175	1,175	6,433	9,127	差	15	1,407	730	1,606	3,758		件数	平成18年	309	平成17年	437	差	128
	暴行・虐待	強制・強要 (セクハラ・ ストーカー を除く)	セクハラ	ストーカ ー	その他	合計																																																								
平成18年	2,241	2,404	707	257	19,676	25,285																																																								
平成17年	2,285	2,758	705	286	18,287	24,321																																																								
差	44	354	2	29	1,389	964																																																								
	暴行・虐待	いじめ	体罰	その他	合計																																																									
平成18年	359	2,582	1,905	8,039	12,885																																																									
平成17年	344	1,175	1,175	6,433	9,127																																																									
差	15	1,407	730	1,606	3,758																																																									
	件数																																																													
平成18年	309																																																													
平成17年	437																																																													
差	128																																																													
関係する施政方針演説等	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																											
(主なもの)	子ども安全・安心加速化プラン	平成18年6月20日	困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援する																																																											

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：大臣官房訟務部門

施策名	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理 (国の利害に関係のある民事・行政事件訴訟の適正・迅速な追行)		政策体系上の位置付け IV-11-(1)										
施策の概要	第1審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間に終結させること等を規定した「裁判の迅速化に関する法律」(平成15年法律第107号)の趣旨に従い、国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。												
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 司法制度改革を推進する国の一機関である訟務組織として訴訟を追行するに当たっては、裁判の迅速化に関する法律の趣旨に従い、継続的に、訴訟手続の適正・迅速化に努める必要がある。</p> <p>訟務組織が担当している訴訟をどれだけ迅速に処理することができるかについては、個々の事件の性質や、相手方の訴訟対応、裁判所の訴訟指揮等の外部要因に大きく左右されるが、このような事情の中、本案訴訟で平成18年度中に地方裁判所で判決言渡しがあった第1審判決1,209のうち、判決言渡しまでの期間が2年以内のもの数は、1,001で、その率は82.8%であった。裁判の迅速化を示す達成率は当初(平成15年度)の71.7%から年々増加し、平成18年度は達成率80%台を維持するに至っており、目標達成まで残り2年間であることを考慮すると、上記施策は達成目標の実現に向けて順調に推移しており、有効性の観点から一定の効果があつたものと認められる。</p> <p>また、効率性の観点からも、①平成16年度以降継続して講じた施策である準備書面作成支援システムの充実等による事務の効率化、②各種会議等における担当職員への周知徹底、③所管行政庁等に対し、裁判の迅速化の趣旨に即した行政機関の適切な対応と連携協力の重要性について、継続的に説明を行い、訴訟対応への協力要請を行っていること等、限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところである。</p> <p>(2) 評価結果の今後の政策への反映の方向性</p> <p>本施策については、必要性、有効性、効率性のいずれにおいても相応に評価することができることから、引き続き、訟務事務担当職員の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備及び所管行政庁等との協力関係の一層の充実・強化を図るための各種施策を実施する必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <p>(1) 達成目標 国の利害に関係のある本案訴訟の第1審の訴訟手続をすべて2年以内に終了させる。</p> <p>(2) 測定指標 判決により終了した本案訴訟の第1審のうち、審理期間が2年以内であったものの率</p> <p>(3) 目標期間 平成20年度</p> <p>(4) 測定結果</p> <table border="1" data-bbox="561 1688 1093 1890"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度</td> <td>71.7%</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>78.0%</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>83.5%</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>82.8%</td> </tr> </tbody> </table>			年度	達成率	平成15年度	71.7%	平成16年度	78.0%	平成17年度	83.5%	平成18年度	82.8%
年度	達成率												
平成15年度	71.7%												
平成16年度	78.0%												
平成17年度	83.5%												
平成18年度	82.8%												
関係する施政方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)										

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成20年度（平成18年度は中間報告）

担当部局名：入国管理局

施策名	好ましくない外国人の排除	政策体系上の位置付け	
		V-12-(1)	
施策の概要	適法な在留資格を有することなく不法に在留する外国人や、犯罪行為等を行う可能性のある外国人等、我が国にとって好ましくない外国人の排除を図り、我が国社会の安全と秩序の維持を目指す。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>摘発体制の強化等、法違反者への対応のための体制整備に関して、下記の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入国警備官36人を増員配置し大阪入国管理局に摘発方面隊を創設 ・ 東京入国管理局において入国警備官34人及び入国審査官5人を増員配置し、身柄引取件数の増加に対応するとともに、土日祝日における身柄引取を開始 ・ 成田空港支局の収容場の拡充に伴い入国警備官28人を増員配置し送還体制を確立 <p>また水際対策の強化に関しては、下記の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 偽変造文書鑑識体制の充実のための経費として97百万円を措置 ・ 出入国審査業務の充実強化を図るため、入国審査官計55人を増員配置 <p>さらに、平成18年6月1日から30日までの1か月間を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」と定め、関係団体等に対し外国人の不法就労防止に向けた協力を依頼するとともに、在日外国大使館及び在外日本公館を通じた啓発等の広報を行った。</p> <p>本件施策について、必要性の観点から検討すると、不法滞在者等好ましくない外国人を退去強制手続等により排除するという作用は、本来的に国が行うべきものであり、また、不法滞在者の半減は政府の目標であることから、社会のニーズに合致していることは明らかである。さらに、効率性の観点からは、摘発等により退去強制するというだけでなく、データ分析や偽変造文書対策などの水際対策を強化して新たな不法残留者の発生を防ぐとともに、一般社会に対する啓発活動を併せて行う等、様々な側面からの取組を行うことにより、最大限の効果を挙げるべく取り組んでいると言うことができる。また下記のとおり、これらが着実に成果を上げていることから、有効性の観点からも、18年度の取組が妥当であったと評価できる。以上から、今後とも、当局の組織を挙げてのプロジェクト体制を引き続き推進し、不法滞在者等好ましくない外国人を排除するための取組を進めていくとともに、必要な経費・要員を確保することとしている。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <p>本施策の目標として、平成20年までの5年間で不法滞在者を半減させることを掲げているところ、平成19年1月1日現在の本邦における不法残留者数は17万839人で、前年同期と比較して2万2,906人（11.8%）の減少となった。これにより、平成16年からの3年間で4万8,579人減少したこととなるが、平成18年における減少数は過去3年間で最も大きいものであった。</p>		
関係する施政方針演説等 内閣の重要政策 （主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	我が国の不法滞在者は25万人程度と推計されているが、これら犯罪の温床となる不法滞在者を、今後5年間で半減させ、（以下略）
	第164回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	警察と入国管理当局の連携を強化して、25万人と推定される不法滞在者を平成20年までに半減することを目指します。

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：入国管理局

施策名	外国人の円滑な受入れ (出入国審査)		政策体系上の位置付け V-12-(2)
施策の概要	現在、政府を挙げて、我が国を訪れる外国人旅行者を倍増させるという観光立国実現のための取組が行われていることから、出入国管理行政を所管する当局として、円滑な出入国審査を実施することにより国際交流を増進し、観光立国実現に向け貢献する。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>当局では、出入国審査の円滑化の実現だけでなく、不法滞在者の半減に向けて厳格な上陸審査の実施も同時に求められており、このような観点から、主に次のような取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前旅客情報システム（APIS）は、航空機が我が国へ到着する前に要注意人物が搭乗しているかどうかを判別することを可能にするシステムであり、18年度においては、当該システムを運用するための経費として88百万円の措置を講じたほか、出入国管理及び難民認定法の一部改正により、航空機や船舶の長に対して我が国に到着する前に乗員・乗客に関する事項の報告を法律上義務付けることとした。 ・ プレクリアランス（事前確認）は、外国の空港に入国審査官を派遣して現地で上陸条件の適合性についての事前チェックを行うものであり、18年度においては、38百万円の予算措置を講じ、前年度に続き、韓国及び台湾において実施した。 ・ セカンダリ審査（二次的審査）は、入国目的等に疑義が持たれる外国人については、上陸審査ブースではなく別途の場所において改めて慎重な審査を実施するもので、上陸審査の円滑・迅速化と厳格化を同時に達成するものであり、18年度においては、前年度に続き、成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港において実施した。 <p>本件施策について、必要性の観点から検討すると、出入国審査により外国人の入国の許否を決するという作用は、本来的に国が担うべきものであり、また、その円滑な実施については、政府を挙げての取組である観光立国において求められているものである。さらに、効率性の観点からは、問題のない外国人に対する審査を円滑に行うため、上記のとおり様々な施策を駆使することにより、限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところである。またこれらが着実に成果を上げていると認められることから、有効性の観点からも、18年度の取組が妥当であったと評価できる。以上から、今後においても、これまでの施策を継続し、円滑な出入国審査の実施に一層取り組んでいくこととしている。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <p>本施策の指標として、空港における審査に要する最長待ち時間を取り上げており、目標は20分以下に設定しているところ、成田国際空港・関西国際空港・中部国際空港における審査待ち時間は約20～30分となり、また、地方空港においては概ね20分となるなど、審査待ち時間短縮のための様々な取組の効果が現れたと考えられる。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等 第162回国会内閣総理大臣施政方針演説 観光立国行動計画	年月日 平成17年1月21日 平成15年7月31日	記載事項（抜粋） 2010年までに外国人訪問者を1000万人にする目標の達成を図ります。 日本到着時・離日時の入出国手続き（C I Q）についても、特に玄関口であることからその円滑化を図る。

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成23年度（平成18年度は中間報告）

担当部局名：入国管理局

施策名	好ましくない外国人の排除・外国人の円滑な受入れ (出入国管理システムの最適化)	政策体系上の位置付け	
		V-12-(1), (2)	
施策の概要	出入国管理行政における近年の業務量の増加は顕著であり、今後もこの傾向は続くものと予想されるところ、出入国管理に関する業務及びシステムを効率化の観点で見直しを行い、システム運用経費の削減を図る。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>平成18年度においては、最適化計画における最適化実施工程を工程どおりにスムーズに実施するため、基本設計を実施した。</p> <p>具体的には、次世代出入国審査システム、次世代在留審査システム、次世代退去強制システム、共通基盤システムの各種要件定義、基本設計を実施した。</p> <p>基本設計にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度な情報技術を活用した厳格な出入国管理 外国人出入国情報等の一元管理・共有 申請者側の視点に立ったサービスの確立 環境変化対応が容易で予算効率の高いシステム 24時間365日稼働する信頼性・安全性の高いシステム <p>の5つのコンセプトを実現することにより、出入国管理行政の円滑化・厳格化という、相反する二つの課題に的確に対応し、かつ一層の業務の効率化・合理化を図ることを念頭において作業を行った。</p> <p>今後は、実施した基本計画を詳細設計・開発工程の参考とするのみならず、全体最適の観点から今後順次予定されている各種システムの基本設計作業等の標準として最適化計画を活用することとしている。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <p>本施策においては、オープンシステム・汎用ソフトウェアの導入等レガシー刷新のためのシステム再構築を通じて、移行完成時において現システムの運用経費から10.2億円（最適化後4年間の合計額）の削減を図ることを目標としている。</p> <p>現在のところ、基本設計等を行っている段階であり、具体的な効果は得られていないが、成果目標を実現するため、今後も最適化計画に沿った各種施策を着実に実施することが肝要と考えられる。</p>		
関係する施政方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：法務総合研究所

施策名	法務行政における国際協力の推進 (国際連合に協力して行う研修・研究及び調査の推進)	政策体系上の位置付け VI-13-(2)
施策の概要	国際連合に協力して刑事司法関係者に対する研修を40年以上にわたり実施し、日本のみならず、世界各国における刑事司法制度の実情にも精通している法務総合研究所において、その豊富な経験及び蓄積した知識に基づいて、更に効果的な研修・研究及び調査を推進することにより、諸外国における効果的な刑事司法の確立とその効果的な運用に資する協力の実施に寄与する。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>本施策の達成目標の達成度を測定するための各指標は、いずれも目標値を達成しており、本施策の基本目標は達成したと認められる。</p> <p>本施策は、国際連合と日本国政府の協定に基づき、アジア・太平洋地域を中心とした国々の刑事司法行政の健全な発展と相互協力の促進を目的として実施しているものであり、国際社会に対する日本の貢献を示すとともに、犯罪の国際化が進む中、国際社会が協力して犯罪に対処するために必要とされる重要な施策である。</p> <p>各種国際研修・セミナーの実施に当たっては、国連等国際社会における関心事項や開発途上国において支援を必要としている事項について十分に検討した上で、その内容を確定し、また、研修員も各人の所属・能力を考慮して選定しているほか、国際会議の参加者も、各国の刑事司法に携わる実務家、専門家であることから、開発途上国における刑事司法運営が円滑になされるようになるという目標の達成に当たり、効率性の観点から高く評価できる。</p> <p>また、研修、研究の成果については、各国の刑事司法行政に確実に反映されているほか、研修員同士を通じて各国間の連携が図られているなど、期待された効果が得られているものと認められることから、有効性の観点からも、非常に高く評価できる。</p> <p>よって、本施策については、必要性、効率性、有効性のいずれの観点においても高く評価できるところ、アジア・太平洋地域を始めとした世界各国地域における開発途上国からは、引き続き、刑事司法制度に関して多数の協力要請がなされていることも踏まえ、平成19年度以降においても、引き続き本施策を実施していく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <p>基本目標：開発途上国における刑事司法運営が円滑になされるようになる。</p> <p>○達成目標1 犯罪の防止及び犯罪者の処遇の分野並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関する刑事司法運営の改善及び国際協力推進のための国際研修・セミナーの実施（実施件数、参加人員、研修員の研修に対する満足度）</p> <p>○達成目標2 国際的な刑事司法の現状や実態の分析により、刑事司法運営のより効果的な方策を探索するための国際会議の開催（開催回数、参加人員）</p> <p>○達成目標3 国連の犯罪防止施策の強化に協力するための国際会議への参加（回数、人員）</p>	
関係する施政方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日
		記載事項 (抜粋)

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：法務総合研究所

施策名	法務行政における国際協力の推進 (法制の維持及び整備に関する国際協力の推進)		政策体系上の位置付け VI-13-(2)
施策の概要	国際連合研修協力部が過去40年間にわたり、国連との協定に基づく国際研修の実施を通じて、刑事司法分野における諸外国の人材の育成に貢献してきた経験と実績を有する法務総合研究所において、この経験を生かし、諸外国の要請にこたえて法整備支援を行うことにより、我が国とこれら諸国との友好関係の進展のみならず、国際社会における我が国への評価の向上と、我が国を含む国際経済の安定的成長、ひいては国際社会の安定に寄与する。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>本施策の達成目標の達成度を測定するための指標のうち、「研修への参加人員」の目標値を達成できなかったが、これは参加を依頼した諸外国の専門家等の都合等の外部要因により、目標値の参加人員に達しなかったものであり、研修に参加した各国の専門家等の間では、非常に活発な議論が展開されており、参加人員の比較からは計ることのできない高い充実度(=達成度)を得ることができたので、本施策の基本目標は達成したと認められる。</p> <p>本施策は、独立行政法人国際協力機構(JICA)等の関係機関や多くの学者、法律実務家等の協力を得ながら、アジア地域の開発途上国が、その経済発展を図り、豊かで安定した社会を築き上げるため、経済活動の基盤となる近代的な法制度を整備し、法の支配を確立することを目的として実施しているもので、ODA関連省庁が実施している経済政策支援をはじめ、あらゆる政策支援の基礎的なインフラとなる、必要かつ重要な施策である。</p> <p>そして、本施策の実施に当たっては、各国からの個々のニーズに応じたテーマを選定し、JICAの各法整備支援プロジェクト活動の進行に応じて、現地のJICA長期専門家や学者等と協議しながら内容を厳選しており、かつ、国際研修・国際会議の参加者や招へい研究員は、各国の立法担当職員や裁判官、弁護士等の法曹関係者であることから、効率性の観点からも高く評価できるところである。</p> <p>また、研修、研究の成果についても、各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映されているなど、期待された効果が得られていると認められることから、有効性の観点からも非常に高く評価できる。</p> <p>よって、本施策については、必要性、効率性、有効性のいずれの観点においても高く評価できることから、平成19年度以降においても、ベトナムにおいて新規法整備支援プロジェクトが開始されるなどの現状を踏まえ、各国のニーズに応じた支援について更に検討した上で、引き続き本施策を実施していく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <p>基本目標：支援対象国の民商事法分野における法制が維持・整備されるようになる。</p> <p>○達成目標1 開発途上国などの法制の維持・整備に従事する者に対する国際研修の実施(実施件数、参加人員、研修員の研修に対する満足度)</p> <p>○達成目標2 諸外国の法制等の調査研究の実施(調査職員の派遣件数、外国研究員の招へい人員)</p> <p>○達成目標3 法整備支援の現状とその対応策に関する国際専門家会議の開催(回数、参加人員)</p>		
関係する施政方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：大臣官房施設課

施策名	法務行政における国際協力の推進 (外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力)	政策体系上の位置付け VI-13-(2)
施策の概要	<p>犯罪防止と犯罪者の更生が途上国の社会・経済発展のための重要な要素であるとの共通認識のもと、刑事政策分野における国際協力の必要性が高まっていることから、矯正施設の改善及び矯正処遇と一体となった施設の整備や維持管理を目的とした諸外国からの援助要請に対して、専門家の派遣及び諸外国から担当職員等を招聘した我が国での研修を実施する。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>平成18年度において、タイ王国法務省及び外務省からの派遣要請を受け、独立行政法人国際協力機構を通じ、当省の専門家を平成17年度から引き続き派遣しており、派遣依頼件数に対する派遣実施件数は100%となり、指標目標は達成された。</p> <p>さらに、同機構の要請を受けてタイ王国法務省職員を招聘し、研修を実施しており、受入依頼件数に対する受入件数は100%となり、こちらも指標目標は達成されている。</p> <p>(必要性)</p> <p>我が国の矯正施設的设计・施工技術及び施設運用等については、その特殊性・専門性の高さから、法務省において永年の間積み重ねてきた知識に基づき、熟練した専門家の派遣及び相手国から研修生を受入れることの必要性が認められる。</p> <p>(有効性)</p> <p>タイ国内の各地に、派遣した専門家の助言・指導を生かした矯正施設の整備が行われており、さらに、保護行政、矯正施設の処遇・運営に関する情報提供を行い、新たなシステム確立等のために寄与するなど、その有効性が認められる。</p> <p>研修員の受入れについては、今年度行った研修の参加者全員から到達目標等の全てに対して、達成している旨の回答を得ており、有効性が認められる。</p> <p>(効率性)</p> <p>専門家派遣については、熟練した専門家につき、最少人数である1人を派遣することで、上記のような効果を生み出しており、効率性が認められる。</p> <p>研修生受入れについては、日程、研修内容等について、現地に派遣した専門家を介し調整を行い、また、見学施設の選定においても日程等の調整を綿密に行う等、相手国の要望に沿った研修を限られた日程において実施しており、効率性が認められる。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>今後とも引き続き、相手国からの専門家派遣要請及び研修員の受入要請に応じて、法務省として支援体制を整えた上で専門家を派遣するとともに、受け入れた研修員に対する研修の更なる充実を図ることにより、積極的な国際協力に努める必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <p>達成目標：専門家の派遣及び外国の研修員の受入れ依頼に対応する。</p> <p>測定指標1：依頼件数に対する専門家の派遣数の割合(目標値100%)</p> <p>測定指標2：依頼件数に対する研修の実施数の割合(目標値100%)</p> <p>測定結果：本年度においては上記の通り指標目標値100%を達成している。</p>	
関係する施政方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日
		記載事項(抜粋)

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：大臣官房秘書課

施策名	法務行政に対する理解の促進 (法務行政に関する広報活動)	政策体系上の位置付け																								
		VII-14-(1)																								
施策の概要	国民等が法務省の活動を理解できるようにするため、広報活動の推進を図る。																									
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>法務省ホームページを活用した広報活動については、インターネット環境が今後もより一層整備・進展されていくことが予想されることから、アクセス件数の増加も見込まれるところであり、また、提供する情報の種類や量と、比較的少額なホームページ改訂費用との関係を考えて、有効性及び効率性の双方の観点から評価できると認められる。</p> <p>また、法務省見学者に対するアンケート調査の結果においても、「法務省の業務がよく理解できた」、「法務省の仕事に興味を持った」等の好意的な意見が多数寄せられているところであり、有効性の高さが認められるところである。</p> <p>さらに、法務省広報誌（「法務省だより・あかれんが」）を通じた広報活動も、わかりやすく法務行政を説明することに努めたことにより、より幅広い層の国民に対し、比較的少額の費用で法務行政について分かりやすく紹介ができるようになったという点において、効率性の高さが評価できるところである。</p> <p>以上のように、本施策については、必要性・有効性・効率性のいずれの観点においても高く評価することができることから、引き続き推進していく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <p>① 法務省ホームページの改訂件数及びアクセス件数が前年度より増加する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホームページ改訂件数</td> <td>1,311</td> <td>1,656</td> </tr> <tr> <td>ホームページアクセス件数</td> <td>4,261,917</td> <td>5,088,744</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 法務省見学の申込み受入件数、見学者数が前年度より増加する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見学者数</td> <td>822人</td> <td>853人</td> </tr> <tr> <td>事前予約制見学プログラムの申込者数</td> <td>79人</td> <td>125人</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 法務省広報誌（「法務省だより・あかれんが」）の国民等への配布数が前年度より増加する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配布数</td> <td>70,894</td> <td>72,042</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記配布数は、全国の法務局及び地方法務局において、国民に配布された数である。</p>			H17年度	H18年度	ホームページ改訂件数	1,311	1,656	ホームページアクセス件数	4,261,917	5,088,744		H17年度	H18年度	見学者数	822人	853人	事前予約制見学プログラムの申込者数	79人	125人		H17年度	H18年度	配布数	70,894	72,042
	H17年度	H18年度																								
ホームページ改訂件数	1,311	1,656																								
ホームページアクセス件数	4,261,917	5,088,744																								
	H17年度	H18年度																								
見学者数	822人	853人																								
事前予約制見学プログラムの申込者数	79人	125人																								
	H17年度	H18年度																								
配布数	70,894	72,042																								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日																								
		記載事項（抜粋）																								

平成18年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成19年5月

担当部局名：大臣官房人事課

施 策 名	職員の多様性及び能力の確保 (女性職員の採用・登用の拡大の推進)	政策体系上の位置付け - 14 - (4)	
施 策 の 概 要	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現の基盤をなすものであり、その実現に寄与するため、法務省における女性職員の採用・登用の拡大を推進する。		
施 策 に 関 す る 評 価 結 果 の 概 要 と 達 成 す べ き 目 標 等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>指標1について、平成18年度実施した施策は目標値等の達成に貢献しており、結果7項目中5項目が達成されている。指標2について、3項目中、平成22年度の結果で評価すべき1項目を除いた2項目が達成されている。指標3については、従来から推し進めてきた超過勤務の縮減、育児休業取得職員の代替職員の確保等を一層充実させ、また当省が企画実施している「スマイル子育て応援プラン」に係る取組とも連携することで、職業生活と家庭生活の両立を図り、勤務しやすい環境づくりに貢献した。以上、指標1及び2を通じて10項目中7項目で目標値を達成し、平成22年度の結果で評価すべき1項目を除くと、8割の項目で目標値を達成しており、講じた施策はおおむね有効であったと認められる。</p> <p>また、目標値等を達成するための手段は、いずれも各種通常業務を遂行する際に工夫・配慮することにより実施できる、また、実施に係る情報を省内で共有することによって一層効果を上げられるものであり効率的であると考えられる。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <p>指標1 採用者に占める女性の割合</p> <p>種, 種, 種, 入国警備官及び検察官: 種は36.4%, その他は3割以上又は33%以上。種48.3%, 種36.2%, 種41.8%, 入国警備官42.7%, 検察官29.9%となっており、一部でわずかに目標達成に至らなかったものの、その他は目標を達成した。</p> <p>公安庁 種: 女性の採用に努める。採用3名中女性は0名であり、目標達成に至らず。</p> <p>公安庁 種: 平成18年度から平成22年度までの5年間を通算して、15%を下らないよう努力するとともに、20%に到達することを目標にする。平成18年度は15%であり、この時点では目標を達成した。</p> <p>指標2 登用の拡大について</p> <p>法務省(公安調査庁を除く): 女性職員の登用の拡大に一層努める。省全体で意識啓発や研修への参加、その他省内各組織ごとの取組を推進した結果、目標を達成した。</p> <p>公安調査庁: 行(一)3・4級の女性の占める割合が全府省の同割合を大きく上回る状況を維持する。96%(全府省の同割合は25%)であり、目標を達成した。</p> <p>公安調査庁: 平成22年度までに公(二)3・4級の女性の割合を10%。平成18年度は9%であり、この時点では目標達成に至らなかった。</p> <p>公安調査庁: 公(二)5・6級の女性の登用の実現、拡大に努める。1%であり、目標を達成した。</p> <p>指標3 勤務環境の整備等</p> <p>超過勤務の縮減策を含め、仕事の進め方の見直し及び意識の改革を推進する。上記「評価結果の概要」記載のとおりの方針を実施し、目標を達成した。</p>		
関係する施政方針演説等 内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	男女共同参画基本計画 (閣議決定)	平成17年12月27日	第2部-1-(1)-ア 女性国家公務員の採用・登用等の促進